

○経済産業省告示第百九十九号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第二項第二号イ、第三号及び第四号の規定に基づき、平成十六年経済産業省告示第百七十三号（輸出貿易管理令第四条第二項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物）の一部を次の表のように改正する。

令和六年十二月二十日

経済産業大臣 武藤 容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>輸出貿易管理令第四条第二項第二号イ、第三号及び第四号の経済産業大臣が告示で定める貨物は、同令別表第二の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物のうち、次の</p>	<p>輸出貿易管理令第四条第二項第二号イ、第三号及び第四号の経済産業大臣が告示で定める貨物は、同令別表第二の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物のうち、次の</p>

いずれかに該当するものとする。

一〇三十 (略)

三十一 ペルフルオロオクタン酸関連物質で

あつて次に掲げるもの

イ・ロ (略)

ハ 化学物質の審査及び製造等の規制に関

する法律施行令第一条第一項第三十五号

ハの規定に基づき化学物質を定める省令

(令和六年厚生労働省、経済産業省、環

境省令第四号)に規定するもの

三十二・三十三 (略)

いずれかに該当するものとする。

一〇三十 (略)

三十一 ペルフルオロオクタン酸関連物質で

あつて次に掲げるもの

イ・ロ (略)

(新設)

三十二・三十三 (略)

## 附 則

この告示は、令和七年一月十日から施行する。